

## 規制影響分析書

規制の名称	産業廃棄物の運搬又は処分を受託した者に対する産業廃棄物管理票保存の義務付け
担当部局	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課 電話番号：03-5501-3152 e-mail: hairi-kikaku@env.go.jp 廃棄物・リサイクル制度企画室
評価実施日	平成17年3月7日
政策目的	産業廃棄物の適正処理を確保するとともに、不適正処理がなされたときの排出事業者責任の追及を進め、もって生活環境の保全を図る。
規制の内容	運搬受託者は、処分受託者がいないときは、管理票交付者に当該管理票の写しを送付した日から、当該管理票を環境省令で定める期間保存しなければならない。 運搬受託者は、処分受託者があるときは、処分受託者から当該管理票の写しの送付を受けた日から、当該管理票の写しを環境省令で定める期間保存しなければならない。 処分受託者は、管理票の写しを送付した日から、当該管理票を環境省令で定める期間保存しなければならない。 <b>根拠条文等：</b> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第8項及び第9項
期待される効果	既に法律で義務付けられている排出事業者に対する保存義務と併せて、産業廃棄物処理の一連の流れを把握することが可能となり、不適正処理事案における排出事業者責任等の効果的かつ適切な追及により、不適正処理の未然防止及び不適正処理がされた場合の速やかな原状回復等の措置が図られる。
想定される負担	これまでも施行規則で産業廃棄物管理票の保存が義務付けられていたところであり、追加的な事務負担は見込まれないが、今後は違反した業者に罰則が科されることとなる。他方、排出事業者の責任が追及され、産業廃棄物処理の適正化が図られることで、結果として不適正処理に起因する監視・原状回復等に要する行政コスト及び社会的コストが減少する。
想定できる代替手段との比較考量	代替手段として、行政指導又は普及啓発等により、処理業者に対し産業廃棄物管理票の保存を奨励することが考えられるが、処理業者が保存することにより不利益を生ずると判断した場合は、意図的に産業廃棄物管理票を処分するおそれがあり、その場合は排出事業者責任の追及が困難になる。従って、処理業者の事務負担の増加も見込まれないため、当該規制は代替手段に比べ効率的かつ効果的なものであると考えられる。
備考	中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会「廃棄物の適正処理に係る課題への制度的対応について」（平成17年1月）において、「不適正処理事案における排出事業者責任をより効果的かつ適正に追及するため、運搬又は処分を受託した処理業者に対し、マニフェスト(又はその写し)を保存する義務を課すとともに、義務に違反した場合は措置命令の対象者として追加し、直罰を科すべきである。」とされている。
レビュー時期	平成22年3月末までに行う。

## 規制影響分析書

規制の名称	産業廃棄物管理票制度違反に係る勧告に従わない者についての公表・措置命令の導入
担当部局	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課 電話番号：03-5501-3152 e-mail: hairi-kikaku@env.go.jp 廃棄物・リサイクル制度企画室
評価実施日	平成17年3月7日
政策目的	産業廃棄物管理票制度の実効性を確保し、産業廃棄物処理の適正化を推進し、もって生活環境の保全を図る。
規制の内容	排出事業者、運搬受託者及び処分受託者が産業廃棄物管理票制度違反に係る勧告に従わなかったときは、都道府県知事はその旨を公表することができ、公表されてもなお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、都道府県知事はその勧告に係る措置をとることを命ずることができる。 <b>根拠条文等：</b> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の6第2項及び第3項
期待される効果	環境法令違反について勧告され、さらには措置命令の対象となることで、排出事業者や処理業者が産業廃棄物管理票制度を遵守することにより、産業廃棄物の適正な処理が確保される。また、環境に配慮の欠けた処理業者が措置命令の対象となることにより、そのような業者が社会的に淘汰されることとなる。
想定される負担	産業廃棄物管理票制度の違反事実について勧告され、さらには措置命令の対象となることで、当該者は不利益を被るが、他方で、産業廃棄物管理票の遵守及び優良業者の選別が進むことで、産業廃棄物処理の適正化が図られ、結果として不適正処理に起因する監視・原状回復等に要する行政コスト及び社会的コストが減少する。
想定できる代替手段との比較考量	代替手段として、既存の勧告制度及び罰則を積極的に適用することが考えられるが、勧告のみでは実効性に欠けること及び罰則の適用がなじまない軽微な違反行為が多いことから、代替手段では勧告制度の実効性を確保することが困難であり、公表・措置命令制度を導入することが望ましいと考えられる。
備考	中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会「廃棄物の適正処理に係る課題への制度的対応について」(平成17年1月)において、「勧告の実効性を確保し、マニフェスト制度の遵守を徹底するため、違反行為に対する勧告に従わなかった者に対し、都道府県知事等が公表等の措置をとることができることとし、あわせてマニフェスト違反に係る罰則を強化すべきである。」とされている。
レビュー時期	平成22年3月末までに行う。

## 規制影響分析書

規制の名称	欠格要件に該当した許可業者・施設設置者について届出の義務付け
担当部局	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課 電話番号： 03-5501-3152 e-mail: hairi-kikaku@env.go.jp 廃棄物・リサイクル制度企画室
評価実施日	平成17年3月7日
政策目的	欠格要件に該当した許可業者・施設設置者を確実に許可取消処分とし、廃棄物処理業・施設設置から排除し、廃棄物処理の適正化を推進し、もって生活環境の保全を図る。
規制の内容	許可業者又は施設設置者は、欠格要件(第7条第5項第4号ト(その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者)及び同号トに係るもの並びに産業廃棄物処理業者及び施設設置者については第14条第5項第2号ロ(暴力団員等)及び同号ロに係るもの並びに(暴力団員等がその事業活動を支配する者)を除く。)のいずれかに該当するに至ったときは、一般廃棄物処理業者にあつては市町村長、一般廃棄物処理施設設置者並びに産業廃棄物処理業者及び施設設置者にあつては都道府県知事にその旨を届け出なければならない。 根拠条文等： 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第4項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において準用する場合を含む。)及び第9条第6項(第15条の2の5第3項において準用する場合を含む。)
期待される効果	・欠格要件に該当した者を行政が直ちに把握し、速やかに排除することにより、許可制度への信頼性を確保するとともに、これらの業者による不適正な処理を未然に防止することができる。 ・全国で迅速で画一的な処分がなされることにより、処分の不均衡が是正される。
想定される負担	欠格要件に該当する場合には、業者に届出を行う負担が生ずる。他方で、欠格要件を把握するための調査が基本的に不要となるので、行政コストが減少する。さらに、廃棄物の適正処理が促進されることで、結果として不適正処理に起因する監視・原状回復等に要する行政コスト及び社会的コストが減少する。
想定できる代替手段との比較考量	代替手段として、一定期間ごとに許可業者・施設設置者が欠格要件に該当しているかを行政が確認することが考えられるが、業者・施設設置者の役員や政令で定める使用人等について、網羅的に犯歴照会等を行う必要があり、行政の負担が大きく、非効率である。従って、当該規制は代替手段に比べ実効的かつ効率的なものであると考えられる。
備考	中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会「許可制度に係る課題については、次の措置を講ずるべきである。(略) 許可業者等が欠格要件に該当するに至ったときは都道府県知事等へ届け出ることを義務付けるとともに、義務違反に対して直罰を科すこと。」とされている。
レビュー時期	平成22年3月末までに行う。

## 規制影響分析書

規制の名称	不正の手段により廃棄物処理業・施設の許可を受けた場合の許可の取消事由への追加
担当部局	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課 電話番号：03-5501-3152 e-mail: hairi-kikaku@env.go.jp 廃棄物・リサイクル制度企画室
評価実施日	平成17年3月7日
政策目的	本来許可を受けるべきでない廃棄物処理業者・施設設置者を排除し、廃棄物処理の適正化を推進し、もって生活環境の保全を図る。
規制の内容	許可申請の際に虚偽の記載をしたり、見せ金を用意して経理的基礎を偽る等不正の手段により廃棄物処理業又は施設施設の許可を受けた者について、廃棄物処理法に基づく取消処分(講学上の撤回)の対象とする。 <b>根拠条文等:</b> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4第1項、第9条の2の2第1項、第14条の3の2第1項(第14条の6において準用する場合を含む。)及び第15条の3第1
期待される効果	廃棄物を不適正に処理する蓋然性が高い、不正の手段により許可を受けた者について、当該許可を直ちに取り消すことにより、許可制度への信頼性を確保するとともに、不適正処理の未然防止が図られる。
想定される負担	不正の手段により許可を受けた業者は、許可を取り消されることにより5年間廃棄物処理業から排除される。他方で、廃棄物の適正処理が促進されることで、結果として不適正処理に起因する監視・原状回復等に要する行政コスト及び社会的コストが減少する。
想定できる代替手段との比較考量	代替手段として、現行制度を維持することが考えられるが、その場合不正の手段により取得した許可については、本来許可に値しない申請について行政を欺罔して取得したものであり、瑕疵ある行政処分の結果として得た許可であるから講学上の「取消し」の対象となる。しかし、講学上の「取消し」の場合、廃棄物処理法に基づく取消しと異なり、許可を取り消されても新たに許可要件を具備することにより、許可を再度得ることが可能であることから、不正の手段により許可を受ける業者を排除できない。また、罰則がないため不正の手段に対する抑止力が働かない。従って、当該新設規制は代替手段に比べ、より実効的なものであると考えられる。
備考	中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会「許可制度に係る課題については、次の措置を講ずるべきである。不正の手段により許可を受けた者については、廃棄物処理法に基づく許可取消処分の対象にするとともに、直罰の対象とすること。」とされている。
レビュー時期	平成22年3月末までに行う。

## 規制影響分析書

規制の名称	暴力団員等がその事業活動を支配する個人事業者について、産業廃棄物処理業・施設の許可に係る欠格要件への追加
担当部局	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課 電話番号：03-5501-3152 e-mail: hairi-kikaku@env.go.jp 廃棄物・リサイクル制度企画室
評価実施日	平成17年3月7日
政策目的	産業廃棄物処理に係る営業・施設操業から暴力団を排除し、廃棄物処理の適正化を推進し、もって生活環境の保全を図る。
規制の内容	法人に対してのみ設けられている欠格要件である、「暴力団員等がその事業活動を支配する者」を個人事業者にも適用する。 根拠条文等： 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項
期待される効果	暴力団員等がその事業活動を支配している疑いのある個人事業者について排除することにより、産業廃棄物処理業から暴力団勢力を排除し、廃棄物処理業界の優良化、廃棄物の不適正処理の防止、反社会的勢力の社会からの追放が図られる。
想定される負担	暴力団員等がその事業活動を支配している疑いのある個人事業者について許可が取り消されることとなる。他方で、廃棄物処理業界の適正化が図られることで、結果として不適正処理に起因する監視・原状回復等に要する行政コスト及び社会的コストが減少する。
想定できる代替手段との比較考量	代替手段として現行制度を維持することが考えられるが、その場合暴力団員等がその事業活動を支配する個人事業者については、「その業務に関し不正又は不誠実な行為をすおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」に該当する者として取消しを行うしかなく、その要件認定において行政に多大な負担が生ずること、迅速な対応が困難であることをかんがみると、本規制を導入することが有効であると考えられる。
備考	中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会「許可制度に係る課題については、次の措置を講ずるべきである。(略) 現在、法人に対してのみ設けられている暴力団員等の事業活動支配に係る欠格要件を、個人事業者に対しても適用すること。」とされている。
レビュー時期	平成22年3月末までに行う。

## 規制影響分析書

規制の名称	維持管理積立金制度の対象外となっている平成10年6月以前に埋立処分が開始された最終処分場の当該制度の対象への追加
担当部局	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課 電話番号：03-5501-3152 e-mail: hairi-kikaku@env.go.jp 廃棄物・リサイクル制度企画室
評価実施日	平成17年3月7日
政策目的	すべての許可処分場(国又は地方公共団体が設置したものを除く。)について適正な維持管理を確保することによって、廃棄物処理の適正化を推進し、もって生活環境の保全を図る。
規制の内容	維持管理積立金制度の対象外となっている平成10年6月以前に埋立処分が開始された最終処分場(国又は地方公共団体が設置したものを除く。)について、当該制度の対象に追加し、維持管理積立金の積立てを義務付ける。 <b>根拠条文等：</b> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成9年法律第85号)附則第3条第6項及び第5条第6項
期待される効果	これまで維持管理積立金制度の対象外であった処分場についてもその維持管理が適切に行われることで、廃棄物の最終処分場の適正な管理が図られるとともに、周辺住民の当該処分場に対する信頼性が高まることが期待される。
想定される負担	許可処分場の設置者はすべて維持管理のための積立金が義務付けられる。他方で、最終処分場の管理の適正化が図られ、さらに、最終処分場に対する信頼が回復し、必要な施設設置が進むことで、結果として不適正処理に起因する監視・原状回復等に要する行政コスト及び社会的コストが減少する。
想定できる代替手段との比較考量	代替手段として、行政指導又は普及啓発等により、処理業者に対し積立金を奨励することが考えられるが、廃棄物の最終処分業は、収益が発生する時期(埋め立てている時期)と専ら費用が発生する時期(埋め立て終了後の管理期間)にギャップがあることから、行政指導又は普及啓発等では、専ら費用が発生する時期に十分な積立てがなされないおそれが高い。従って、当該規制は代替手段に比べ実効的かつ効率的なものであると考えられる。
備考	中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会「廃棄物の適正処理に係る課題への制度的対応について」(平成17年1月)において、「現在、維持管理積立金制度の対象となっていない旧処分場についても維持管理積立金制度の対象とし、埋立処分を継続している旧処分場については積立てを義務付けるべきである。」とされている。
レビュー時期	平成22年3月末までに行う。